高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

目　次

		ページ
告示		
○救急病院の認定	（医療政策課）	1
○保安林の指定予定の通知（4件）	（治山林道課）	1
○公共測量の実施の通知（4件）	（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（3件）	（〃）	2
○道路の供用開始	（道路課）	2
公告		
○宅地建物取引業法による聴聞	（住宅課）	2
○宅地建物取引業法による処分	（〃）	2

告示

高知県告示第667号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和8年11月10日

高知県知事　濵田　省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
細木病院	高知市大膳町37番地	令8・11・1	令11・10・31

高知県告示第668号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所
安芸市奈比賀字ゴミノ上180の9（次の図に示す部分に限る。）
2　指定の目的
土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ゴミノ上180の9（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第669号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所
安芸市下山字谷脇2129（次の図に示す部分に限る。）
2　指定の目的
土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第670号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所
土佐郡土佐町高須字茶屋床1764の7
2　指定の目的
土砂の流出の防備
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　次の森林については、主伐は、択伐による。
字茶屋床1764の7（次の図に示す部分に限る。）
イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第671号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町高藪字東30の1・154（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、15、28、字土居165の2、167の1から167の3まで、171の1から171の3まで、181の2、181の7、186の1、186の3、字カサナリ193の2、197の1、197の2、203
2　指定の目的
水源の涵養（かん）
3　指定施業要件
（1）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第672号

宿毛市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年10月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類

公共測量（３・４級基準点測量）
2　作業期間
令和８年10月16日から令和９年３月９日まで
3　作業地域
宿毛市希望ヶ丘

高知県告示第673号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
公共測量（航空レーザ測量、数値地形図）
2　作業期間
令和８年10月20日から令和９年２月26日まで
3　作業地域
土佐国道事務所管内国道55号奈半利安芸道路

高知県告示第674号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
公共測量（路線測量）
2　作業期間
令和８年11月１日から令和９年３月４日まで
3　作業地域
吾川郡仁淀川町下川渡地区

高知県告示第675号

高知県土木部須崎土木事務所四万十町事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和８年10月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類
公共測量（基準点測量）
2　作業期間
令和８年11月１日から令和９年１月31日まで
3　作業地域
高岡郡四万十町大正

高知県告示第676号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和８年１月高知県告示第57号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和８年７月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第677号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和８年７月高知県告示第435号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和８年９月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第678号

高知県土木部中央東土木事務所永瀬ダム管理事務所長から令和８年７月高知県告示第474号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和８年10月６日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和８年11月10日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　石鎚公園
3　道路の区域

供用開始区間	延長（メートル）	供用開始年月日
吾川郡いの町寺川字名ノ川108番２	31	令和８年11月10日

公　　告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第１項及び同条第２項において準用する同法第16条の15第５項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　聴聞の期日
令和８年11月20日（金）午前10時30分
2　聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目２番20号　高知県庁本庁舎　７階会議室
3　聴聞を受ける者
（１）　商号又は名称
株式会社アイ建工房
（２）　代表者の氏名
森野　保臣
（３）　主たる事務所の所在地
高知市朝倉戊530番地５
（４）　免許証番号
高知県知事（２）第2884号
（５）　免許年月日
令和４年10月31日

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第２項第４号の規定による処分をしたので、法第70条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年11月10日

高知県知事　濵田　省司

1　処分をした年月日
令和８年11月10日
2　処分を受けた宅地建物取引業者
（１）　商号又は名称
株式会社Ｈ＆Ｅ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
（２）　代表者の氏名
金城　良仁
（３）　主たる事務所の所在地
高知市城見町７番１号　西岡ビル１Ｆ
（４）　免許証番号
高知県知事（１）第3049号
（５）　免許年月日
令和６年９月30日
3　処分の内容
法第65条第２項第４号の規定に基づく宅地建物取引業の免許による業務の全部の停止（令和８年11月14日から同月28日までの15日）
4　処分の理由
株式会社Ｈ＆Ｅ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ代表者金城良仁は、宅地建物取引業者としての実態、専任の宅地建物取引士の取引

状況及び常勤性・専従性に関して、令和８年８月17日及び同月20日に、高知県知事から、法第72条第１項の規定に基づく報告及び立入検査を求められたにもかかわらず、正当な理由なく命令に従わなかった。 　このことは、法第65条第２項第４号に該当する。	